

島根労働局第12次労働災害防止計画

島 根 労 働 局

はじめに

人は働くことで生計を立て、人生の多くの時間を職場で過ごす。国の経済や社会は、このような人々の労働によって支えられている。しかし、職場では、日常生活では使うことがないような危険な物を扱ったり、危険な場所での作業が必要なこともある。また、心身に影響が及ぶような過重労働も問題となっている。かつて日本が高度経済成長期にあった1960年代には、全国で年間6,000人を超える人が、業務上の災害によって尊い命を落とした。人の生命と健康はかけがえのないものであり、どのような社会、経済であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない。

こうした悲劇を少しでも減らすため、島根労働局では、長期的な展望に立って労働災害防止についての総合的な計画を5年ごとに策定し、対策に取り組んできた。その結果、労働災害は大幅に減少してきたが、平成24年には仕事上の事故などで7人が亡くなっており、怪我を負ったり病気になり、4日以上仕事を休んだ人は、707人に達している。また、過重労働による脳・心臓疾患や精神障害により労災認定される人も発生しているなど、さらなる対策が必要である。

労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、平成25年度を初年度として、5年間にわたり島根労働局が重点的に取り組む事項を定めた「島根労働局第12次労働災害防止計画」をここに定め、労働災害のさらなる減少を図る。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会にしていかなければならない。

(2) 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ①死亡災害の撲滅を目指して、平成25年から平成29年までの間の労働災害による死亡者の数の平均を年間6人以下とすること
- ②平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を15%以上減少させ、600人以下とすること

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討する。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するのではなく、その背景となった、又は影響を及ぼしたと考えられる社会的指標や社会経済の変化も含めて分析を行う。

※計画の目標は、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において名目3%、実質2%を上回る成長を前

提として2020年までに実現すべき成果目標の1つとして掲げている「労働災害発生件数を3割減」を踏まえたものである。

2 労働災害の動向と今後の対策の方向性

(1) 労働災害を巡る動向

ア 労働災害の発生状況等

平成20年度から平成24年度までの5年間にわたる島根労働局第11次労働災害防止計画（以下「前計画」という。）では、「死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること」、「死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること」を目標として対策に取り組んできた。その結果、労働災害による死亡者数については、平成24年には7人と平成19年（10人）と比して30%の減少となった。また、死傷者数については、平成24年は707人と平成19年（819人）と比して13.7%の減少となり、年間の死傷者数としては過去最少となった。

主な業種における労働災害の発生状況等は以下のとおりである。

《主な業種別の死傷者数の推移》

業種	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	災害増減率
製造業	203	201	144	167	146	144	-29.1%
建設業	168	153	127	116	132	114	-32.1%
道路貨物運送業	57	52	54	53	37	47	-17.5%
林業	56	55	72	66	79	56	0%
第三次産業	291	315	307	285	316	300	+3.1%
小売業	59	76	70	58	70	85	+44.1%
社会福祉施設	45	44	63	51	57	72	+60.0%
全産業計	819	821	749	726	756	707	-13.7%

※災害増減率は、平成19年と比較した平成24年の増減率

(ア) 製造業

前計画期間中に死傷者数は29.1%減少し、全産業の死傷者数に占める割合は平成19年の24.8%から平成24年には20.4%に低下した。また、前計画期間中の5年間ににおける死亡者数は6人であり、平成15年から平成19年の5年間（8人）から減少し、全産業の死亡者数に占める割合は12.0%となっている。

事故の型別にみると、はさまれ・巻き込まれ災害が最も多く約3割を占めている。平成24年には、はさまれ・巻き込まれ災害のうち起因物が機械によるものが32件となっており、平成19年の55件と比較して41.8%減少した。また、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害は、全産業では平成19年の89件から平成24年は52件と、「30%以上の減少を図る」とした前計画に対し41.6%の減少となった。

(イ) 建設業

前計画期間中に死傷者数は32.1%減少し、全産業の死傷者数に占める割合は平成19年の20.5%から平成24年には16.1%に低下した。また、前計画期間中の5年間に

る死亡者数は17人であり、平成15年から平成19年の5年間（24人）から減少しているが、全産業の死亡者数に占める割合は34.0%と業種別では最も多くなっている。

事故の型別にみると、墜落・転落災害が最も多く約4割を占め、このうち屋根、足場、建築物・構築物からの墜落・転落が多くなっている。また、建設機械による激突され災害が前計画期間中に11件発生しているが、平成15年から平成19年の5年間（16件）と比較して31.3%減少した。建設機械による激突され災害は、全産業では平成15年から平成19年の5年間（20件）と比較して前計画期間中は15件と、「30%以上の減少を図る」とした前計画に対し25.0%の減少にとどまった。

(ウ) 道路貨物運送業

前計画期間中に死傷者数は17.5%減少し、全産業の死傷者数に占める割合は平成19年の7.0%から平成24年には6.6%に低下した。また、前計画期間中の5年間における死亡者数は7人であり、平成15年から平成19年の5年間（5人）から増加し、全産業の死亡者数に占める割合は14.0%となっている。

事故の型別にみると、墜落・転落が最も多く約3分の1を占めている。また、荷役作業中の労働災害が約7割を占めており、この中には、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内で発生している災害も多い。

(エ) 林業

前計画期間中に死傷者数の増減はなく、全産業の死傷者数に占める割合は平成19年の6.8%から平成24年には7.9%と増加した。また、前計画期間中の5年間における死亡者数は8人であり、平成15年から平成19年の5年間（5人）から増加し、全産業の死亡者数に占める割合は16.0%となっている。

事故の型別に見ると、切れ・こすれ災害が最も多く約3割を占め、このうちチェーンソーによる災害が多くなっている。

(オ) 第三次産業（小売業、社会福祉施設等）

第三次産業全体では、前計画期間中に死傷者数は3.1%増加し、全産業の死傷者数に占める割合は平成19年の35.5%から平成24年には42.4%と増加した。また、前計画期間中の5年間における死亡者数は8人であり、平成15年から平成19年の5年間（8人）と同数で、全産業の死亡者数に占める割合は16.0%となっている。

特に、小売業と社会福祉施設では増加が目立っており、前計画期間中に小売業の死傷者数は44.1%増加、社会福祉施設の死傷者数は60.0%増加し、全産業の死傷者数に占める割合はそれぞれ12.0%、10.2%となっている。

事故の型別に見ると、小売業では、転倒災害が最も多く約4割を占めている。また、社会福祉施設では、動作の反動、無理な動作による災害（腰痛等）が最も多く約3分の1を占め、次いで転倒災害が約3割を占めている。

イ 危険性又は有害性等の調査及びそれに基づく措置の実施状況等

労働災害全体を減少させるためには、義務化された最低基準を遵守するのみならず、職場の危険性又は有害性を特定し、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置を行う危険性又は有害性等の調査等（以下「リスクアセスメント」という。）

の普及が必要である。

前計画期間中には、リスクアセスメントの業種別の実施率を 20 ポイント（林業は 10 ポイント）高めることを目標として、リスクアセスメント推進 4 年計画を策定し、これに基づき建設業及び製造業を中心に周知・指導に取り組んできた。その結果、リスクアセスメントの実施率は、建設業で 22.1 ポイント増加、林業で 16.8 ポイント増加するなど、各業種で増加がみられ、リスクアセスメント対象業種全体では 12.4 ポイント増加し、一定の成果がみられた。しかしながら、製造業は 3.9 ポイント増加、運送業は 6.2 ポイント増加にとどまるなど、増加率の低い業種もみられ、全体として目標達成には至らなかった。

《業種別のリスクアセスメント実施率》

業種	平成 18 年 (%)	平成 22 年 (%)	平成 24 年 (%)	増減ポイント
製造業※ ¹	32.9	33.0	36.8	+3.9
建設業	34.1	52.7	56.2	+22.1
運送業	27.8	29.4	34.0	+6.2
林業	71.4	66.7	88.2	+16.8
卸売業※ ²	0	11.1	0	0
小売業※ ³	10.0	23.4	21.7	+11.7
旅館業	11.1	5.6	26.7	+15.6
清掃業	20.0	22.8	32.8	+12.8
その他の対象業種	24.3	20.8	33.3	+9.0
対象業種全体	29.4	37.8	41.8	+12.4

※1 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、自動車整備業、機械修理業を含む。

※2 各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業に限る。

※3 各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業に限る。

事業場の規模別に見ると、労働者数 100 人以上の事業場では 74.4%、50 人以上 100 人未満の事業場では 56.3%がリスクアセスメントを実施しているが、10 人以上 50 人未満の事業場では 35.1%にとどまっており、小規模事業場への普及をさらに図る必要がある。

化学物質のリスクアセスメントについては、平成 24 年には化学物質を取り扱う事業場のうち 27.1%が実施しており、平成 22 年の 24.6%と比較して増加しているが、未だ低い水準にとどまっており、引き続き実施率の向上を図る必要がある。

(2) 労働者の健康を巡る動向

ア 定期健康診断における有所見率の状況

定期健康診断において異常の所見がある労働者の割合（有所見率）は、長期的には増加傾向にあり、脳・心臓疾患の発生防止や職業性疾病の予防のためには、健康診断結果に基づく措置を適切に実施し、有所見の状態を改善することが必要である。このことから、前計画では、「労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少傾向に転じさせること」を目標として、事業場に対する周知啓発や健康診断結果に基づく健康管理措置の実施の徹底等に取り組んできた。

その結果、定期健康診断における有所見率は、業務上の理由の他に労働者の生活習慣等様々な要因の影響を受けるため取組の直接的な成果とは断言できないが、平成 21 年の

58.6%をピークに減少に転じ、平成23年には55.7%となった。

イ メンタルヘルス対策の実施状況等

職場の様々なストレスによるメンタルヘルス不調が増加し、精神障害による労災認定も平成19年度から平成23年度の5年間で4件発生するなど、職場のメンタルヘルス対策が重要な課題となっている。このような状況の中、対策の必要性についての周知・指導や、島根産業保健推進連絡事務所内に設置したメンタルヘルス対策支援センターを活用した事業場への支援等を行ってきた。

その結果、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場では平成21年の59.4%から平成24年には80.8%と増加した。しかしながら、全規模の事業場でみると平成21年には26.1%にとどまっておられ、小規模事業場では対策が遅れる傾向にあることから、今後、小規模事業場を中心にさらに取組を進める必要がある。また、労働者数50人以上の事業場であっても、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケアの4つのメンタルヘルスケアに継続的に取り組んでいる事業場は半数に満たないと推定され、取組の定着が必要である。

ウ 職業性疾病の発生状況等

じん肺の新規有所見者数については、長期的には大幅に減少してきたが、平成15年から平成19年の5年間で54人であったのに対し、前計画期間中の5年間で52人となっており、近年は若干の減少にとどまっている。

化学物質による職業性疾病については、前計画期間中には発生していないが、全国的には、印刷業の事業場で胆管がんが発生するなど、化学物質による健康障害防止対策が重要な課題となっている。

腰痛については、職業性疾病の約半数を占め、平成24年には33人となっているが、高齢労働者の増加や介護施設の増加等により、今後増えることが懸念される。

熱中症については、平成20年から平成24年までの5年間で190人（休業4日未満及び不休を含む。）発生し、このうち14人が休業4日以上死傷者となっている。

《腰痛（労働災害）の発生件数の推移》

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
業務上疾病発生件数	39	36	35	56	64
腰痛件数	25 (64.1%)	20 (55.6%)	18 (51.4%)	26 (46.4%)	33 (51.6%)

※腰痛件数の（ ）内は業務上疾病に占める割合

《職場における熱中症の発生件数の推移》

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	合計
熱中症件数	23	13	65	34	55	190
うち休業4日以上死傷者数	2	0	7	1	4	14

※熱中症件数には、休業4日未満及び不休を含む。

電離放射線障害の防止対策については、従来から原子力発電所の被ばく線量管理の徹底を図ってきたところであるが、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力発電所の被ばく線量管理体制等の強化を図る必要がある。

(3) 社会の変化と今後の対策の方向性

1980年代には、県内の製造業と建設業の雇用者数が全雇用者数の4割近くを占めており、労働災害防止対策も長きにわたってこれらの業種に重点が置かれてきた。その結果、製造業や建設業の労働災害件数及び年千人率（労働者千人あたりの労働災害の割合）はいずれも大幅に減少してきた。近年は、産業構造の変化により、製造業や建設業の雇用者数が減少する一方で、第三次産業の雇用者数が増加している。これに伴い、第三次産業の労働災害の割合が増加しており、労働災害全体を減少させるためには、第三次産業、特に労働災害の増加が目立っている小売業及び社会福祉施設の対策に重点的に取り組む必要がある。

ただし、製造業、建設業が依然として死亡災害の多くを占めており、障害の残るような災害も含む重篤な災害を防止するためには、今後も製造業や建設業に対して重点を絞った取組が必要である。

《業種別雇用者数の推移》

	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)
雇用者数	254千人	273千人	289千人	267千人
製造業 (構成比)	59千人 (23.2%)	69千人 (25.3%)	54千人 (18.7%)	41千人 (15.4%)
建設業 (構成比)	36千人 (14.2%)	33千人 (12.1%)	37千人 (12.8%)	24千人 (9.0%)
第三次産業 (構成比)	149千人 (58.7%)	164千人 (60.1%)	191千人 (66.1%)	192千人 (71.9%)

(出典：国勢調査)

《主な業種別の死傷者数、労働災害全体に占める割合、年千人率の推移》

	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)
製造業	779 30.9% 13.2	460 31.1% 6.7	282 27.5% 5.2	167 23.0% 4.1
建設業	966 38.3% 26.8	438 29.6% 13.3	240 23.4% 6.5	116 16.0% 4.8
第三次産業	-	237 16.0% 1.4	285 27.8% 1.4	285 39.2% 1.5
全産業	2522 - 9.9	1479 - 5.4	1024 - 3.5	726 - 2.7

上段：死傷者数、中段：労働災害全体に占める割合、下段：年千人率

※年千人率は、国勢調査における雇用者数を用いて算出

健康対策の面では、これまでは粉じんによる「じん肺」、化学物質による急性中毒やがんなどの健康障害を防止することに主眼が置かれてきたが、近年では、職場の様々なストレスによるメンタルヘルス不調や、過重労働による健康障害、屋内の事務所における受動喫煙、介護作業における腰痛といった問題が、重要性を増している。

このほか、高年齢労働者の労働災害の増加など、社会の変化により新たに取り組むべき課題が増加する一方で、行政はさらなる減量、効率化が求められており、労働災害を効果的に防止していくためには、行政の取組について選択と集中を進め、合理的な重点化を図るとともに、これまで以上に、業界団体や労働災害防止団体などとの連携を強め、業界の自主的な取組による労働災害の防止活動を支援、促進していく必要がある。

また、広範な分野に課題が広がっている中では、労働災害は一部の危険な作業に従事している労働者だけの問題ではなく、誰もが遭遇しうる身近なリスクであるという認識を持つことが重要である。そのために、企業による自主的活動を活性化するとともに、安全衛生を巡る問題を可視化し、労働災害の状況等の情報を入手しやすく、認識を共有できるようにするための様々な取組が必要である。

3 重点施策

先に述べた労働災害の動向と今後の対策の方向性を踏まえて、以下の4つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。このことを踏まえ、本計画では、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

ア 重点とする業種対策

(ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- ・労働災害の発生状況を見ると、製造業、建設業は、それぞれ前計画期間中に 29.1%減、32.1%減と大幅な減少が見られる一方で、第三次産業は 3.1%増加し、労働災害全体に占める割合が増加している。特に、第三次産業のうち、小売業、社会福祉施設はそれぞれ 44.1%増、60.0%増と労働災害の増加が目立っている。
- ・林業の労働災害は、前計画期間中に増減はなく、労働災害全体に占める割合が増加している。
- ・道路貨物運送業は、荷役作業時における労働災害が約 7 割を占めており、事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して対策を進める必要がある。
- ・このような状況から、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業、社会福祉施設、林業、道路貨物運送業における荷役作業に対する重点的取組が必要となっている。

(目標)

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■小売業

労働災害による休業 4 日以上の子傷者の数を 20%以上減少させる。

■社会福祉施設

労働災害による休業 4 日以上の子傷者の数を 10%以上減少させる。

なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値である。

■林業

労働災害による休業 4 日以上の子傷者の数を 20%以上減少させる。

■道路貨物運送業

労働災害による休業 4 日以上の子傷者の数を 10%以上減少させる。

(講ずべき施策)

小売業、社会福祉施設、林業は、労働災害の減少がみられず、道路貨物運送業は、特定の作業時の災害が多く発生しているという特徴があり、これらを労働災害を減少させるための重点業種として取り組む。

① 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設）対策

第三次産業については特に労働災害の多い小売業、社会福祉施設（介護施設）の対策に重点的に取り組む。

①-1 小売業に対する集中的取組

a 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

- ・小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約4割と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものであるため、労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

b バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。
- ・小売業での安全管理について、国内外の好事例をもとにした経営や業務管理に安全管理を組み込んだモデルの作成状況を踏まえ、その普及を図る。
- ・多発している転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、作業性、安全性、経済性に優れた安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の開発状況を踏まえ、これらの普及を図る。

①-2 社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

- ・社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。また、労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行う。
- ・労働災害の防止は、施設利用者の安全対策にも繋がるという観点に立ち、まずは多施設を展開している法人を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。
- ・腰痛予防対策に関係するマニュアル等の見直し状況を踏まえ、普及を図るとともに、事業場に対する指導等に活用する。
- ・事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようするための講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

② 林業対策

a 切れ・こすれ災害の対策

- ・林業では、切れ・こすれ災害が約3割を占めているため、県、林業・木材製造業

労働災害防止協会島根県支部等と連携して、防護衣等の装備の普及を図り、平成24年と比較して、平成29年までに切れ・こすれ災害の半減を目指す。また、多現場展開をしている事業場に対して、労働災害防止意識の浸透・向上を図る方法について検討する。

b 作業者に対する安全衛生教育の徹底

- ・経験年数の短い作業者の労働災害が比較的多いことから、林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部と連携して、作業者に対する安全衛生教育を徹底する。

③ 道路貨物運送業対策

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

- ・道路貨物運送業の労働災害の約7割が荷役作業時に発生しているため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会島根県支部とも連携して荷役作業における安全ガイドラインを周知・普及する。

b トラック運転手に対する安全衛生教育の強化

- ・荷主との役割分担でトラック運転手が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転手に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成支援等に取り組む。

c 荷主による取組の強化

- ・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいた措置の実施を促進する。なお、着荷主が発荷主にとっての顧客であり運送事業者とは運送契約を締結する関係にない場合には、荷卸し時の役割分担や実施事項を、発荷主が着荷主と事前に調整し、運送事業者との契約に盛り込むことが適当であるため、こうした点にも留意しながら対策を進める。

(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- ・特に「墜落・転落災害」、「はさまれ・巻き込まれ災害」は、死亡災害などの重篤な災害に至ることも多く、墜落・転落災害は、約3分の1が建設業で、はさまれ・巻き込まれ災害は4割以上が製造業で発生している。これらの災害は、死亡に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であるため、建設業や製造業に対して、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。
- ・建設業では、東日本大震災の被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足し、この結果、全国的に人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念される。さらに、今後インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要な課題である。

《建設業、製造業の重篤な災害の発生件数の推移》

業種	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	計
建設業	4	10	7	5	3	29
うち死亡	2	6	3	4	2	17
製造業	6	5	2	5	5	23
うち死亡	0	1	1	3	1	6

※重篤な災害：死亡災害及び障害年金給付の対象となる身体障害等級 7 級以上の災害の合計

(目標)

平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間で、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■建設業

5 年間の重篤な災害の発生件数の合計値を 20%以上減少させる。

■製造業

5 年間の重篤な災害の発生件数の合計値を 5%以上減少させる。

(講ずべき施策)

建設業では「墜落・転落災害」、製造業では「はさまれ・巻き込まれ災害」に着目した対策を講じる。また、建設業は、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う全国的な人材不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことにより、全国的に労働災害の増加が懸念されるため、こうした状況を踏まえた対策にも取り組む。

① 建設業対策

a 墜落・転落災害防止対策

- ・墜落、転落災害のうち、足場からの墜落・転落は約 15%を占め、はしご、屋根等からの墜落・転落が約 4 割を占めるため、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、はしご、屋根等からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法の開発状況を踏まえ、その普及を図る。
- ・一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、墜落時に衝撃が少ないハーネス型の安全帯の普及を図る。

b 震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、広く要請する。
- ・特に、アスベストを含む建築物の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。
- ・新規に建設業に就労する者（新規参加者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

c 解体工事対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれるため、以下の対策を講じる。

- ・アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。
- ・老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事での安全対策についてのガイドラインの検討状況を踏まえ、その周知を図る。

d 自然災害の復旧・復興工事対策

- ・近年、全国で台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、このような自然災害が発生した場合には、被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

② 製造業対策

a 機械災害防止対策の推進

- ・死亡災害や障害の残る災害につながりやすいはさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

b 労働災害防止団体と連携した取組み

- ・団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の維持・確保が課題となっており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会及び島根労働基準協会の活動を支援する。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(現状と課題)

- ・健康面では、精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策や、脳・心臓疾患を防止するための過重労働対策に対して引き続き重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。
- ・全国的には印刷業の事業場で胆管がんが発生するなど、化学物質による健康障害を防止するための対策が重要な課題となっている。
- ・業務上疾病の約半数を占める腰痛が、社会福祉施設等の労働災害件数を押し上げているほか、夏季を中心に依然として頻発している熱中症への対策の強化が喫緊の課題となっている。

- ・じん肺の新規有所見者数が近年は若干の減少にとどまっており、引き続き粉じん障害防止対策を推進する必要がある。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、被ばく線量管理体制の強化など原子力発電所の事故発生時の対応の体制整備を図る必要がある。

① メンタルヘルス対策

(目標)

平成 29 年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80% 以上とする。

(講ずべき施策)

a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者自信によるセルフケアが重要であり、併せて日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることも重要である。このため、労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
- ・労働者数 50 人以上の事業場では、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケアの 4 つのメンタルヘルスケアに取り組む事業場を 80% 以上とするよう、取組の定着を図る。
- ・メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

b ストレスへの気づきと対応の促進

- ・労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

c 取組方策の分からない事業場への支援

- ・職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場の中には取り組み方が分からないとしている事業場もあるため、こうした事業場への支援措置を充実する。特に小規模事業場に対する支援の強化を図る。

d 職場復帰対策の促進

- ・事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、メンタルヘルス対策に係る各種事業による支援や、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等の周知を図る。

② 過重労働対策

(目標)

長時間労働者に対する医師による面接指導結果を踏まえた事後措置の実施率を着実に向上させる。

(講ずべき施策)

a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・事業者による労働者の健康診断及び長時間労働者に対する医師による面接指導の実施と、労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。
- ・事業者による健康管理の質の向上のため、健診結果、事後措置実施結果の効果的な活用手法の開発状況を踏まえ、その実施を促進する。

b 働き方・休み方の見直しの推進

- ・不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

③ 化学物質による健康障害防止対策

(目標)

平成 29 年までに GHS 分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート (SDS) の交付を行っている化学物質製造者の割合を 80%以上とする。

(講ずべき施策)

a 新たに規制対象となった化学物質管理の徹底

- ・化学物質の有害性と労働者のばく露の状況を踏まえたリスク評価により、新たに規制された化学物質について、周知及び健康障害防止対策の徹底を図る。
- ・化学物質のうち、強い変異原性等が確認され、労働者の健康障害のリスクの考えられる物質について、健康障害防止のための技術指針の周知、措置の徹底を図る。

b リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。
- ・リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート (SDS) の交付について、法令に規定された物質についてはその徹底を図るとともに、GHS 分類で危険有害性を有する全ての物質についてその促進を図る。

c 作業環境管理の徹底と改善

- ・作業環境中の濃度測定方法が未確立の化学物質について、測定を行わなくても化学

物質の性状や取扱量等の情報から作業環境中の濃度が推定できる手法等を活用した健康障害防止措置の普及を図る。

④ 腰痛・熱中症予防対策

(目標)

■腰痛

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 10%以上減少させる（再掲）

■熱中症

平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上死傷者の数（各期間中（5 年間）の合計値）を 20%以上減少させる。

(講ずべき施策)

④-1 腰痛予防対策

a 腰痛予防教育の強化

- ・特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）、小売業、道路貨物運送業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及（再掲）

- ・社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4 Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。また、労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行う。
- ・腰痛予防対策に関係するマニュアル等の見直し状況を踏まえ、普及を図るとともに、事業場に対する指導等に活用する。
- ・事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようするための講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

④-2 熱中症対策

- ・WBGT 値（暑さ指数）の低減、自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分を補給すること等の熱中症対策の徹底を図る。
- ・熱中症対策として労働現場で用いられている製品の中には、身体の一部の温度は下がっても、身体への負担軽減につながらないものもあるため、WBGT 値（暑さ指数）の低減効果の観点から適切な製品を選択するよう注意喚起を行う。

⑤ 受動喫煙防止対策

(目標)

平成 29 年までに全面禁煙又は空間分煙による受動喫煙防止対策を講じている職場の割合を 85%以上とする。

(講ずべき施策)

- ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。
- ・職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

⑥ 粉じん障害防止対策

(講ずべき施策)

- ・島根第8次粉じん障害防止総合対策に基づき、アーク溶接と岩石等の裁断等作業、金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策を徹底する。

⑦ 原子力発電所の被ばく線量管理体制等の強化

(講ずべき施策)

- ・原子力発電所の被ばく線量管理体制の強化、線量計の確保等の準備状況を定期的に確認する。

ウ 業種横断的な取組

(現状と課題)

- ・リスクアセスメントの実施率は、対象業種全体では平成18年から平成24年までに12.4ポイント増加しているが、業種によって導入状況の差が大きい。また、小規模事業場では導入がなかなか進まない状況にあることから、引き続き、中期的な計画により、リスクアセスメントの実施率が低い業種及び小規模事業場への普及を図る必要がある。
- ・60歳以上の労働者の労働災害が約4分の1、50歳以上では約半数を占めており、今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。
- ・就業形態が多様化している状況の中、労働災害防止の責任の所在を明確化する必要がある。

(講ずべき施策)

① リスクアセスメントの普及促進

a 製造業、運送業へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・前計画期間中にリスクアセスメントの実施率の増加が低い水準にとどまった製造業、運送業に対してリスクアセスメントの導入を促進する。リスクアセスメントへの取組が進んでいる事業場に対しては、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

b 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進する。リスクアセスメン

トへの取組が進んでいる中小規模事業場に対しては、「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」の作成状況を踏まえ、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。なお、中小規模事業場への労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進に当たっては、労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。

c 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

- ・建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会島根県支部と連携して指導する。

d 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

- ・規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。(再掲)
- ・腰痛、熱中症等の労働衛生分野においてもマニュアル等の整備状況を踏まえ、リスクアセスメントの実施を促進する。

② 高齢労働者対策

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高齢労働者数の増加により、高齢労働者の労働災害が増加しているため、労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。
- ・高齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、教育を行うとともに広報により注意喚起を行う。

b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。
- ・体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会島根県支部等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
- ・定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

③ 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

- ・建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

(現状と課題)

- ・労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な労働災害が発生し、第三次産業の労働災害の増加等の新たな課題も生じている。このような厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。
- ・民間企業の経営状況は厳しく、社内で専門的に安全衛生を担う十分な人材を育成することが難しくなる中、こうした企業からの求めに応じて安全衛生業務を担う専門機関の育成と活用が必要となっている。

(講ずべき施策)

労働局及び各労働基準監督署は、上記(1)に掲げた対策に重点的に取り組むほか、民間団体、専門家、関係機関等と連携し合い、民間活動の活性化を図り、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。

① 労働災害防止団体の活動の活性化

- ・労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。
- ・団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の弱体化が懸念されており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会及び島根労働基準協会の活動を支援する。(再掲)
- ・労働災害防止団体が、労働災害防止団体法の精神に則った自主的な活動を実施することを奨励する。

② 業界団体との連携による実効性の確保

- ・安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。
- ・地域の業界団体、労働組合等が自ら行う安全衛生分野の調査研究を支援する。

③ 安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

- ・メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の質の向上を進め、その活用を図る。
- ・労働者 50 人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、国による援助を充実することにより、小規模事業場の産業保健活動を促進する。
- ・企業で安全衛生を担ってきた人材や労働安全・衛生コンサルタントを含む、安全衛生に関する専門人材を集約化した、企業の安全衛生管理責任を側面支援する外部専門機関の活用を図る。小規模事業場がこうした外部専門機関を活用する際には、必要な支援を行う。

(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

(現状と課題)

- ・県民の約 4 割を占める労働者の安全や健康にかかわる問題であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でも十分に共有されていない場合もあり、また一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえない。
- ・企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければならないという経営トップの強い意識が重要である。

(講ずべき施策)

全ての事業者が、労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を実現するため、業界や企業の安全衛生の水準を可視化し、社会的評価を受けられる仕組みを構築する。また、労働者や県民全体に働きかけ、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高める。

① 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

- ・労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

② 業界・企業の安全衛生水準を可視化する取組

- ・労働災害の発生状況や労働災害防止のための取組だけでなく、労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標の開発状況を踏まえて、その普及を図る。
- ・安全衛生水準の可視化に積極的に取り組み、安全衛生水準の高い業界や企業が社会的な評価を受けられるようにすることを推進し、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。

③ 重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業への対応

- ・法令違反により重大な労働災害を繰り返して発生させたような企業について、厳正な対応を行うとともに、着実に労働環境の改善を図らせるため、必要な指導を継続的に行う。

④ 労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

- ・労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、職長も含めた現場の労働者に情報提供を推進することにより、労働者1人1人の安全に対する意識や危険感受性を高め、労働災害防止に結びつける。
- ・県民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることに、地域、職域、学校が連携して取り組む。

(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

(現状と課題)

- ・労働安全衛生法令は、元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業、造船業は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種における発注者等に対する責任は限定的であるため、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。

(講ずべき施策)

事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上流の段階での安全衛生に対する取組を強化する。

① 発注者等による安全衛生への取組強化

a 発注者等による安全衛生への取組強化

- ・外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。

b 荷主による取組の強化（再掲）

- ・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいた措置の実施を促進する。

c 建設工事発注者に対する要請（再掲）

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、広く要請する。
- ・特に、アスベストを含む建築物の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

② 製造段階での機械の安全対策の強化

製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業などでも食品加工機械等による労働災害が発生しているため、機械設備の本質安全化を推進する。

a 機械災害防止対策の推進（再掲）

- ・機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。
- b 機械の本質安全化の促進**
- ・機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があるため、労働現場で使用されるあらゆる機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化する。
 - ・一定水準の安全基準・規格が確保された機械の使用を推奨する。